

公開・非公開 の別	【開催日】平成 26 年 7 月 24 日（木） 【時 間】15 時 00 分～17 時 00 分	【傍聴人数】1 名 【傍聴室】		
公 開	【場 所】岸和田市役所新館 4 階 第 1 委員会室	岸和田市役所新館 4 階 第 1 委員会室		
【名称】平成 26 年度第 2 回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】				
○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《事務局》企画調整部：小口部長 行政改革課：春木課長、池内参事、大田				
【議題等】				
1. 平成 26 年度モニタリングの実施方法について 2. ヒアリング実施施設の選定について 3. ヒアリング対象外の施設の書類審査について				
【会議録概要】				
委員長：次第の 1 番「平成 26 年度モニタリングの実施方法」について、事務局より説明を求め ます。				
●事務局説明：昨年度実施しましたモニタリングについて、書類審査のみの施設について、審査 委員会の指摘事項以外の助言・意見を、事務局が担当課に伝える時期が遅くなり、平成 25 年度中の各課所管の指定管理施設に助言・意見をとりいれることができていません。続い て、「平成 26 年度モニタリングの実施方法」について説明いたします。今年度のモニタリ ング審査委員会は本日と 8 月 6 日の 2 日間を予定しています。本日は書類審査となります。 ヒアリングが必要な指定管理施設については、8 月 6 日に実施する予定としています。				
委員長：質問ございませんか。ございませんので、次第の 2 番「ヒアリング実施施設の選定につ いて」お諮りいたします。ヒアリング対象施設ですが、まず昨年ヒアリングを実施した施 設は対象外とします。次に昨年度の審査委員会で、「運用 1 年未満の施設や指定管理者が 交代して 1 年未満の施設は、まだ運用の過渡期にあり、1 年以上同一の指定管理者で運営 され、運営がある程度安定している施設」についてヒアリングを行うことといたしました。 今年度もこの考え方を踏襲してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。				
委員：異議なし。				
委員長：はい。ヒアリング対象とすべき施設を事前に委員皆様にお伺いしたところ、 二の丸広 場観光交流センター と 福祉総合センター 、これらの施設を対象とすべきとのご意見				

が複数ございました。また昨年の審査委員会では、ヒアリング対象外となった施設のうち、二の丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘が昨年はヒアリング対象とすべきという意見が多く、次年度に優先してヒアリングすることとしておりました。これらを踏まえ、2施設を選定したいと思いますが、いかがでしょうか。なお、選定された2施設については、本日の書類審査対象外といたします。ヒアリング対象施設はどこにすべきか、ご議論をお願いします。

委員：ヒアリング対象施設数は決めていましたでしょうか。

事務局：特に決めてはいませんが、時間的制約から2施設が妥当ではないかと考えております。

委員長：各委員順番にご意見を伺います。

委員：牛滝温泉やすらぎ荘は、過去にヒアリングを実施しましたか。

事務局：牛滝温泉やすらぎ荘は、昨年度にヒアリングを実施してはどうかという意見が多くありましたが、指定管理者が吸収合併され、運用が1年に満たないということで実施を見送っておりますので、モニタリングのヒアリングは実施しておりません。

委員：牛滝温泉やすらぎ荘をヒアリング対象としたい。指定管理料などの規模的に大きなものをヒアリングするのが一般的だ。福祉総合センターは書類審査のみでよい。

委員：二の丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘を対象としたい。モニタリングチェックシートに残業時間についての記述もあり、やはり規模の大きな施設を対象としたい。ヒアリングの日程は1日でしょうか。

事務局：はい、ヒアリングは1日の予定です。

委員：では、二の丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘を対象としたい。

委員：二の丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘を対象としたい。二の丸広場観光交流センターは選定時のこともあるし、牛滝温泉やすらぎ荘は排水の問題、環境の問題もあわせて聞きたい。

委員：二の丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘は対象とすべき。福祉総合センターを選ばれた委員にお伺いしたいのだが、公募施設・非公募施設から1つずつという考えで、福祉総合センターを選ばれたのでしょうか。また問題があるのではないかと施設を2つと、非公募から1施設をヒアリングするという考え方もあるかと思う。

委員長：非公募だからという理由で福祉総合センターを選ばれたのでしょうか。

委員：公募非公募については、選定の理由ではない。

委員長：わかりました。二の丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘について、ヒアリングすることとしたい。時間的に3つの施設についてヒアリングを行うのは難しいでしょうか。

事務局：次回の審査委員会は2時間を予定しています。時間配分によって、3施設についてヒアリングをすることも可能です。3施設になると、1施設40分以内でヒアリングしていただく予定となります。

委員長：前回の経験から、時間的に難しいと思われる。福祉総合センターについては、書類審査

を充実させることとして、ヒアリングについてはこの丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘を対象とします。事務局は、施設所管課に出席を依頼してください。

では次に次第の3番、「ヒアリング対象外の施設の書類審査」について、進めていきたいと思えます。まず委員からの事前質問について、事務局に説明を求めます。

事務局：説明申し上げます。各委員様のお手元に、いただいた事前質問を一覧表にさせていただきますので、ご覧ください。質問は全てで25ございます。

——「委員からの事前質問」について——
(事務局説明)

委員長：委員からご質問等ございますか。

委員：市営旧港地区立体駐車場についてですが、労働基準法第32条違反により是正勧告を受けたとあるが、直接雇用の労働者は誰もいませんとの回答をいただいた。直接の労働者がいなければ、通常是正勧告はない。この点について、施設所管課は何で確認したのか。業務委託であれば、労働者ではない。是正勧告を受けたのであれば、労働者がいると思う。モニタリングチェックシートに記載があったので、再度担当課に確認してください。

事務局：詳細を担当課に確認いたします。

委員長：他にご質問等ございませんか。

委員：口頭でご説明いただいたが、また文書でもいただきたい。消費税については大きな問題なので、この場ではなく国レベルで話をさせていただく問題なのかもしれないが、今後税率が上がればますます益税的に余剰金となっていくのではないか。どうなのかと思うが、総務省通知が出ているならば仕方がない。

事務局：市としては、人件費を含んだ指定管理料については、消費税の課税対象と解釈しています。

委員：一種の契約なので、相手方が同意すれば削ってもいいのではないかと思うのだが、どうだろうか。五風荘の本部経費の内訳で大きいのは、何か。

事務局：五風荘は建物が文化財でございますので、保険料がかなり高額となっていると考えます。

委員：全体的に感じたことだが、施設利用者が減少している点についての原因分析が弱いと思う。浪切ホールについても、文化事業の内容の弱さが指摘されているが、その点についての分析が弱いと思う。

委員：福祉総合センターと高齢者ふれあいセンターについて、「3事業収支の確認 指定管理に関する経費と団体の経費（自主事業等を含む）を区別し、適正に管理しているか。」という項目が1点となっている。両者とも同じ内部監査を受けており、評価が1であれば指定管理者の内部監査が機能していないのではないかと、指定管理者の監査方法について確認が必要ではないか。続いて、その欄が1になっているのに「3事業収支の確認」の欄の他の項目が全て4になっているというのが、よくわからない。このように採点するしかないのか、

あるいは切り分けができていなければ他の項目の点数にも影響するのではないか。同じ法人で、同じ監査方法なので気になった。

次に心技館。おそらく以前にも問題となったと思うが、使用者が偏っているのではないか。事業報告書等を見ても、「施設の設置目的に沿った事業展開を実施しているか」との項目が3となっている。これより低い評価であるのは、浪切ホールである。浪切ホールはきちんと事業を行っているが、数を満たしていないとの理由で2をつけていると思うが、心技館の3は浪切ホールを除くと最低評価であり、しかも使用者が一部の団体に偏っているという意見は以前の審査委員会でもあったし、指定管理者の理事会の構成員が外部に対するアピール力が弱いのではないかという意見もあった。しかし、この補助シートの評価を見ていくと改善されているようには見えない。「法令遵守 個人情報情報の漏洩、滅失、改竄を防ぐための必要な措置を講じているか」の項目についても、「各道師範が適正に管理している」とあるが、それをどのように確認したのか。また「苦情はない」とか「市との連絡体制はある」と評価理由の記載があるが、市の関係する催しには協力しているというだけで評価していないか。以前から、地域に対して開かれた施設であるべきだ、との指摘があるが、全く改善されていないように感じるがA評価となっているというのは、評価の方法がまずいのではないか。

委員長：書類審査をしなければならないので、ここで一度区切りとします。印象で評価をしていたら、説明を求められたときに困ることになるという議論が以前にあった。しかし、ヒアリングによって確認したという評価理由が多い。特に労務管理関係においてです。現場でヒアリングするチェックシートはあるのでしょうか。例えば労使協議の会議はいつしましたか、というような確認をしているのでしょうか。ヒアリングで確認しただけというのは説明責任を果たせない。少し問題意識を持ってもらいたい。施設所管課が、何でも4をつけておけばよいだろうという評価をしているのではないか、という指摘がされたときに説明できなければならない。よってヒアリングで確認したということは単に聞き取りをしたというだけではなく、裏づけとなるものを視認したという行為がいる。市営旧港地区立体駐車場のモニタリングで「雇用・労働条件等に関して、労働基準監督署等から指摘等を受けていないか」との項目で3という評価を下しているが、問題があるが改善しつつあるのが3であるべきではないか。改善しつつあるという裏づけを取らないといけない。

心技館についても、個人情報保護の研修について、評価理由に「研修や取り組みは確認できていない」とあるが3となっている。これはおかしいのではないか、であれば1か2ではないか。なぜ3という評価になったのか。施設所管課が、モニタリングチェックシートで評価をする際に、口頭であっても裏づけがあると切り切れるようにしなければならない。

次に、さきほどの消費税の委員の意見であるが、消費税を転嫁することは法律上でもしなければいけない。法律上、転嫁することとなっている。人件費に対して転嫁するという話ではない。本来、消費税は全てに増税分プラス3%乗せていかないといけない。ただし増税分3%を掛けていった結果を示した計算書を作らなければならない。

全体だけでやるからわかりにくくなる。項目ごとに、消費税対象であるので増税分を加える、消費税非課税なので加えないと算出しなければならない。項目ごとに精査していないのではないか。だから人件費に対しては消費税をかけないというのならば、人件費を内部で抑制すると宣言することと同じです。指定管理者の内部努力で人件費については転嫁しないということは、経営者が対労働者と話しをつけたということになる。しかし消費税は、その他の経費に全部かかるのですから、それを課税対象と対象外に仕分けなければならない。

他にございませんか。では、次に書類審査に入ります。手順としては、指定管理者制度導入済施設一覧表の順に審査してよろしいでしょうか。二の丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘については、ヒアリングをするので書類審査しないということによろしいでしょうか。

委員：異議なし。

委員長：はい、事前に資料等を見ていただいていますから、1施設あたり5分を目安に行います。

自泉会館から始めます。お気づきのことなどございますでしょうか。総合評価はAです。

委員：事業報告の職員研修にある人権研修で、AED救命研修というのは違うのではないかと。また一泊二日の創造都市視察が、どのように活かされたのかという記述があればより良い。他はよく頑張っておられる。

委員：評価理由がほとんど書かれていない。

委員：4ばかりである。

委員：総合評価欄に総括評価がある。

委員長：さきほどの話になってしまうが、「その他 労働法規等を遵守した適正な労務管理がなされているか」欄の「評価の着眼点」が「ヒアリングやシフト表等で確認。」とあるが、ヒアリングのチェックリストを作るなど確認する内容についての仕組みを作っておかないと、「聞き取り調査だけで大丈夫だ」と受け取られる危険性がある。そのあたりが、委員から事前質問が多く出た原因ではないか。

委員：それについては、前回の委員会後に資料として事務局に渡している。今年は間に合わなかったかもしれないが、資料等を利用していただけてモニタリングに活用してもらい、確認していただきたい。

委員長：そのように検討してもらいたい。労務管理の確認については、NPO、大企業、中堅企業、小規模事業者など、団体に応じて扱いを変えていかなければならないだろう。一律の基準は難しいであろう。自泉会館については以上でよろしいでしょうか。続いて浪切ホールです。総合評価がCとなっている。ご意見ございますか。

委員：従業員の人数も多いので、さきほどの労務管理のチェックシートなどがあれば、チェックしやすいであろう。評価理由欄が空欄なので、今回は書いていただきたい。

委員長：質問だが、指定管理者選定の際の審査基準と、モニタリングの基準は合致しているのか。回答は後日でかまわない。事業者を選ぶときの基準と、途中評価する基準が違うこと

は、行政の横暴になりかねないので、気をつけていただきたい。選定基準と途中評価の基準が一緒でないとおかしい。その点は留意してください。モニタリング基準が細かくて、選定基準が粗っぽい場合は、アンフェアとなる。今後に向けても少し気をつけていただきたい。

委員：総合評価Cということは要改善ということになるが、事業規模が目標達成できていないという点で、Cということになっている。そのあたりが一過性のものなのか。さきほどの説明では、あらためて指導して規模を充実させるということだが、やはりそこが重要となるのだろう。

委員：「サービスの質を落とさない適切な人員体制となっているか」で3点がついている。評価理由が「繁忙時の対応について、十分に充足されているとは言えない。」となっている。苦情などがあつたのだろうか。

委員：「履行確認」と「サービス水準の確認」がA評価で、「事業収支の確認」がC評価である。

事務局：施設所管課は「事業収支の確認」においては事業の実施について重点を置いているのだろう。達成できるように、施設所管課は指定管理者に指導指示をしているが、達成できていない状況であったので、そのような評価になっていると事務局では解釈している。

委員長：この施設に限った話であるが、本来指定管理者制度とは、施設設置者が一定の政策目的を明確に持っていて、それを実行するために施設を作る、その施設の管理運営について行政が行うよりもよりよくできる事業者がいるから任せる、というものであり、文化自主事業の目標であるのは規模だけではない。このような事業をしてください、例えば障害者のための事業、乳幼児のための事業、高齢者のための事業、勤労者のための事業、絵画だけでなく、音楽・演劇・舞台・伝統芸能と色々してください、というような基本的な政策方針というものはあるのか。

事務局：施設所管課も、仕様については指定管理者に伝えていと聞いている。

委員長：それは分かる。議会が議決した文化条例はないと思う。大阪府や大阪市は条例に則った基本方針、基本方針をうけた基本計画がある。3年計画や5年計画といったものがある。その計画に沿って、これは行政の直営で行う、実験事業で行う、継続5ヵ年事業で行う、など決まっている。その中で指定管理者に任せられるもの、市が政策的に指定管理業務で行うものと分けている。指定管理業務以外については指定管理者が自由に経営してよい、空いた時間は貸室として利用しても良いし、指定管理者の自主事業として利益を得ても良いという方式である。しかし浪切ホール指定管理事業における自主事業とは何なのか、よくわからない。

事務局：本市では、文化振興条例については制定しております。今年度、文化振興条例に基づき、振興の基本計画を担当課において作成作業を行っています。

委員長：ということは計画なしで、自主事業として自主判断して行ってくださいという方法か。そうすると、前指定管理者及び現指定管理者には、自由にやっていただきたい、ただし赤字だけ出さないようにというような方針であると、指定管理者は理解しているかもし

れない。赤字を出さざるを得ない、社会的少数者や障害者を対象とした事業は避けていく傾向が出てくる。利益が出る一般的なポピュリズムな事業を多く行って赤字を減らす、例えば演歌や落語などばかりを行っておけばよいということにはならないでしょうか。そのあたりについての指定管理者との協議はとても雑な協議になる恐れがある。「事業規模が達成されず」という総合評価理由はとても傲慢な言い方に聞こえてしょうがない。方針も指針も示さず、自主事業という名目で自由に行ってください、ただし事業規模だけは確保しなさい、赤字が出るか出ないかは、市は関知しない、というやり方か。

委員：協定書には記載がある。事業報告書を読んでも、検討していることが伺える。また平成25年度に初めて取り組んだような事業もあるなので、事業規模が充足していないから、1なのか。3でもよいのではないか。予算と決算に差があるが、内容には妥当性があるから3という評価があってもよいのではないか。この欄が1となったので、総合評価がCとなっている。

委員：予算の執行率から言えば、それほど悪いというものではない。

委員：自主事業の内容自体はそれほど悪くないと。福祉総合センターと高齢者ふれあいセンター朝陽も、同様の欄が1となっているがこれらはC評価ではなくA評価となっている。得点率が同じであるのに、評価が異なるのはなぜか。

事務局：福祉総合センターと高齢者ふれあいセンター朝陽の評価については、確認いたします。

委員：評価がおかしいということではなく、同じ評価方法なのに結果が異なるのは何故だろうという単純な疑問です。浪切ホールについては、評価の理由が少しどうなのだろうか。

委員長：委員がご指摘された、同じ点数なのに評価結果が変わっている箇所については点検してください。浪切ホールについて、C評価となっているのは経済的な面だけである。決算規模というが、自主文化事業が目標どおり達成できなかったからCだと。それはそうなのだろうが、これは質的な問題とを感じる。このままであれば、とにかく赤字を出さないようにということになりかねないが、どうなのだろうか。別の議論になりそうなので、浪切ホールについての審査はいったん中断します。

次は、市営旧港地区立体駐車場です。これについてはA評価ですが、疑問などございませんか。よろしいでしょうか。仔細に見ると疑義がある記述があるが、細かく見ると審議が進まない。

「費用がかかる苦情改善のための取り組みは、担当課と指定管理者で協議していく。」という理由で2点となっているが、これはどういう意味なのだろう。苦情改善の取り組みに費用がかかるのか、苦情が出た施設の改善に費用がかかるのか、文章がわからない。しかも点数が2点というのがわからない。また「異常個所の発見は速やかに報告があったが、修繕については費用の関係等で速やかに対応できていない。」という理由で2点となっている箇所がある。

委員：評価理由欄は全て埋まっている。施設所管課としては頑張っている。参考にはなる。

委員長：Aという評価でよろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：次は、産業会館です。これも評価方法については、良いと思う。Aということによろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：次は福祉総合センターです。A評価ですがいかがでしょう。

委員：さきほど指摘のあった、得点率が同じなのに評価が異なるところです。

事務局：これはエクセルの計算式が誤りでして、事業収支の確認のところはC評価になるはずですが、A評価となってしまうものでございます

委員：事業収支の確認がCでも総合評価はAということか。

委員：いや総合評価はCとなる。

委員：では福祉総合センターと高齢者ふれあいセンター朝陽は、Cということですね。

委員：「指定管理に関する経費と団体の経費（自主事業等を含む）を区別し、適正に管理しているか。」という項目が1点になっている。事業報告等を見る限り、法人全体の会計と、指定管理者事業の会計と分かれているように見えるが、どのような理由で1点なのだろうか。

委員長：事業収支の確認がC、総合計点数は変わらないので、総合評価はAのままということか。

委員：総合評価はCとなる。

委員：ただ決算書を見ると、1点とする理由がわからない。

事務局：委員のご意見は1点という評価がおかしいのではないかとということでしょうか。

委員：そうだ。事業収入約181万円があるが、これが本来指定管理事業と関係ないということだろうか。

委員長：団体として指定管理者事業との経費を区分しているかの話でしょうか。

委員：高齢者ふれあいセンター朝陽も分かれている。1点評価となっていることは、施設所管課は指定管理者には伝えているのだろうか。

事務局：来年度からは是正される見込みであるという認識だが、施設所管課に確認します。

委員：団体の経費と明確に分かれていないという意味ではそうなのだろう。それに前回、区分経理について指摘したので、そのあたりで敏感になっているかもしれない。

事務局：前回の指摘を受けて、より厳しくという思いはあると思われます。

委員：しかし1点となると厳しくなってしまうのではないかと。ただ、4点か1点かしないので。C評価となっても、そこを改善するという認識であれば問題ない。

事務局：施設所管課として、改善が必要と考えているということです。

委員長：次回までに、委員がご指摘された点を教えてください。

事務局：評価の再確認をするということでしょうか。

委員：施設所管課に、審査委員としては、1は厳しい、4でもいいのではないだろうか、団体経費が入っているから1なのだろうか、資金収支計算表を見る限りでは4でもかまわないのと思うが、1点とした理由をもう少し詳しく教えてほしいということ伝えてください。

委員長：次の高齢者ふれあいセンター朝陽も総合評価Cということになる。

委員：施設所管課も指定管理者も、ここがAだから事業収支の確認がCでもよいと思っているかも知れないので、一度確認してください。

事務局：施設所管課に確認します。

委員長：高齢者ふれあいセンターもCということです。

委員長：次は、浜老人集会所です。疑問等ございませんか。

委員：経理の評価において、1点となっている箇所がある。ここも総合評価がCということになる。

委員長：会計監査を受けていない、ということなので1しかない。

委員：しかし事業報告書には会計監査を受けている書類はある。

事務局：施設所管課から指定管理者に指摘をして、会計監査を行っていただいたのではないかと思います。

委員：であれば、1点という評価は仕方がない。

事務局：ここの評価についても、施設所管課に確認をしておきます。

委員長：はい。では次にだんじり会館です。総合評価A評価です。利用者が減少気味である。

委員：そうですね。平成23年と平成24年が特別だったという理由である。

委員長：仕方がないか。カーネーション景気は例外と判断せざるを得ないだろう。

委員：平成22年の利用者数はわかりますか。

事務局：事務局にデータはありません。

委員：施設所管課は、平成22年度より多いということを書いているので、できれば数字を書いていただきたい。

委員長：だんじり会館という展示主体の施設で、利用者数を増やすというのは自力では困難と思う。利用者数を増やすというのは、達成できない目標設定になる恐れがある。

事務局：自然資料館と岸和田城との3館共通入場券というものがあります。

委員長：まちづくりの館と連携するなどして、利用者増ができればと思う。だんじり会館単独で利用者増は難しいだろう。

委員：だんじり会館隣の市営駐車場に駐車して、だんじり会館に行き、階段を上って岸和田城に行き、ぐるっとまわったら、それでコースにはなっている。だから岸和田城とセットということですよ。それと自然資料館と。

委員長：結論を言うと、総合評価Aは妥当だということです。

次は五風荘ですが、これは書類審査ではなく、ヒアリングです。次に、まちづくりの館です。総合評価Aです。

委員：だんじり会館ほどは、利用者は減っていない。

委員長：ここも頑張っていると思われる。前回、紙で作った葉書のようなものを持ってきていただいた。

委員：お茶のサービスなども含めて、努力されていると思う。

委員長：民間まちづくり団体としては、とても頑張っているという印象を受けた。これはAということによろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：次は岸和田城です。A評価である。観光振興協会が指定管理者である。頑張っているのではないのでしょうか。A評価によろしいのでしょうか。

委員：はい。

委員長：次は二の丸広場観光交流センターですが、これはヒアリングするので、書類審査はしません。次は、大沢山荘です。総合評価Aです。

委員：1が一箇所ある。

委員長：研修の項目です。なぜ研修が全くされていないだろう。

委員：町会が指定管理者だ。

委員長：町会だから研修をしなくてよいということにはならない。なぜ研修を受ける機会が定着しないのだろうか。

委員：管理人は置いている。

委員：手当が出ている。

委員長：浜老人集会所と同じ指定管理者か。

事務局：違います。

委員：指定管理料 251 万円ほど支払い管理していただいて、管理人手当も払って研修を何もしていないというのは、今までも研修していなかったのだろう。

委員長：公の施設の指定管理者である限りは、例えば個人情報保護の認識であるとか、人権に関する基礎的な研修を受けていないと、問題が起こったら直接市長が訴えられる。自治会に無理を言って頼んでいるのだから、厳しいことを求められないではすまない。物のわかっている穏やかな紳士でも、ついうっかりととんでもないことを言うてしまうこともある。紳士の府である県議会とか市議会で女性を差別する発言がある時代である。やはりそのあたりは安全管理という点で、セーフティーチェックという点で研修を受けることを義務付けられたらどうでしょうか。市の研修に来てもらえばよい。市がこういう研修をしているので受けてください、年間何回かしているうちに選んでください、と。そうすれば指定管理者にはコストはかからない。

事務局：指摘事項として担当課に伝えます。

委員：総合評価はAでいいのか。

事務局：得点率で評価しているので、A 評価に変わりません。

委員長：指定管理者制度というのは委任受任の関係であるので、受任者が行った法律効果というのは直接委任者に帰る、つまり市長に行きます。例えば受任者内部における過失に対する求償責任、市民からの通報とか異議とか全て市長に行きます。何かあれば指定管理者に言ってください、ではすまない。むしろ委託契約のほうがその点は、受託者の責任が問われることもある。指定管理者制度はリスクが高い制度であると認識したほうがよい。指定管

理者制度のほうが業務委託よりもリスクが低いと思って、なんでもかんでも指定管理だと言って、指定管理者制度を導入している自治体が多い。岸和田だけはそれは無いようにしてくださいと、何度も言っている。平易な制度ではない。責任が重い制度です。だから研修させてないほうが責任を問われるということです。

事務局：了解しました。

委員長：次は市営自転車等駐車場です。総合評価Aです。ここはちゃんと研修している。これもAということでよろしいでしょうか。お気づきのことがありますでしょうか。

委員：苦情等に対する記述を見ていると、「筆舌しがたい状況」などとある。様々な利用者がいるのだろう。大変だろう。

委員長：様々な人がいるのでしょうか。

委員：頑張っていたきたいと指定管理者にお伝えください。

委員長：酒に酔っている人もいるだろうし、様々な人が苦情をよせることはあるでしょう。Aということでよろしいですか。（異議はなかった）

委員長：次が、都市公園・児童遊園です。これもA評価です。指定管理者は公園緑化協会です。著しく評価が低い項目はない。A評価でよろしいでしょうか。（異議はなかった）

委員長：次が、市立総合体育館です。これも総合評価はAです。低い評価となっている項目はない。施設の保守点検は満点となっている。Aということでよろしいでしょうか。（異議はなかった）

委員長：次が、心技館です。総合評価Aということになっています。さきほど委員が疑義を出された施設です。法令遵守の項目で、法令遵守に対する取り組みがなされているかという点で、研修や取り組みなど確認できないと書いてある。確認できないのに3という評価である。これはどうしてなのだろうか。それと個人情報保護の項目についてだが、「研修や取り組みなどでは確認できないが理事会などで啓発を行っている。個人情報については各道師範が適正に管理している。」とある。誰が確認したのか。

委員：各人に対する研修もされていないのに各人に任せているとある。

委員長：これは駄目だ。なぜ3なのか。「確認できない」とはっきり書いている。「確認できない」と書いて3点ですと。それと「理事会などで啓発を行っている」とあるが確認したのか。「適正に管理」とあるが、どのようにそれを確認したのか。これはこの委員会としては承服しがたいので、全部1が妥当と考えます。そうすると点数としてはどうなりますか。

委員：法令遵守を1とすると、4点減となり、合計74.4点となる。

委員長：それでもA評価となるのか。項目としてはBとかCにはならない。であれば総合評価はAということだが、いま述べた点についてはもう一度回答を求めます。

委員：それと開館時間の遵守についても、申請無しで自由に認めているのでしょうか。

委員長：どうのことだ。

委員：早朝練習などか。

委員長：この項目は1点となっている。

委員：臨時会館の申請があって、きちんと手続きを行ってれば遵守しているということになる。

委員：その手続きが取られていないということだろう。

委員長：この項目は1という評価だろう。審査委員会としては、施設所管課に対しては法令遵守の項目についての評価が承服しかねるので、改めて説明を求めます。指定管理者に対しては、開館日や開館時間を1という評価になっていることについてどう思うか。これは特定の団体が自由に使っているという批判を招く危険性がある。これは公の施設としては、ルール違反ではないでしょうか。きちんとした申請と使用許可を取らねばならない。指定管理者が施設を管理してあげている、だから指定管理者が自由に使用してよい、そのようなものではないということ、委員はおっしゃりたいのですね。

委員：そうです。

委員長：指定管理者が指定管理業務を引き受けてあげているのではないか、だから指定管理者が認めた団体は自由に使いなさい、というのでは困る。

二の丸広場観光交流センターと牛滝温泉やすらぎ荘を除いて、審査は終わりました。

事務局：五風荘が未審査です。

委員長：五風荘も総合評価Aです。今回は特段評価が低いところはありません。

委員：労使関係も今回は問題ないという評価だ。

委員：緊急時対策の防犯防災への備えが3なのだが、文化財なのだが3でいいのだろうか。防火は4となっている。

委員長：3は若干の問題が見受けられたが現在では改善されているという評価です。だから前よりは良くなっていることだが、これも委員会として具体的にどのような防犯防災への取り組みがなされてここまで改善してきているという説明を施設所管課にお願いしたい。特に文化財であることから、火災保険料が高額になっていることから、大事に扱わねばならない。

委員：火災保険の証書は市としてはチェックできないのか。きちんと加入しているという確認はできるのか。

事務局：施設所管課に伝えます。

委員長：過去に、委員が指摘された労使問題は改善された施設と思うが、いかがでしょうか。

委員：企業体質などそのように速やかに改善できるものだろうか。

委員：かなり批判されて、何億円と払ったのだから改善されているのだろう。二割五分の残業代を払うよりも、人を二人雇ったほうが効率的であるとか、そういうことはあるのだろう。常勤の人に超過勤務を支払って長く働いてもらうよりはパートを二人増員したほうが、経費は少なくなるとか、そういう方向でやっているのだろう。ただし聞き取りにより問題なしと判断しているのは、大丈夫だろうか。事業規模の大きいところはチェック表などを用いて、36協定などの実物を見ていただきたい。

委員長：現在のモニタリングチェックシートでは、ヒアリングやシフト表の確認でということ、決まっているので、これ以上指摘しようがない。しかしヒアリング用のチェックリスト、

裏づけを確認するための手引書、そのような物がやはり要る。

委員長：Aという評価でよろしいですね。（異議はなかった）

事務局：浪切ホールについても、完了していません。

委員長：浪切ホールも頑張っているが、総合評価Cになっている。問題を整理すると、自主事業の規模が、行政が要求している協定書の水準に達していないと。規模が達していない、その点についてはCと判定せざるを得ないというのは分かる。それとは別のことを述べるが、政策的にどのようなことを期待するかということは協定書だけで済む話ではないと思う。その背景にある市としての基本的な政策、文化政策を、骨格をきちんと示せていない場合は、事業者と行政との間で取り交わされる協定書が、政策を決めてしまうことになる。その協定書は市民には公開されていない。ということは市民の知らないところで文化政策の具体的なプログラムが決定されているということになりかねない。その危険性を感じる。しかも自主事業で頑張ってくださいということになれば、指定管理者の利益になる事業は頑張る、それは本当に岸和田市民のためにやることなのかということもあり得る。公平平等たるべき文化事業の供給機会、広く市民に供給するための施設でもある。そうすると、障害者のために、就学前の子どものために、引きこもっている青年たちを対象とした事業があってもいいかもしれない。そういう社会救済・社会啓発のような事業も芸術事業にはある。福祉と連結するアートもある。それから防災と関係するアートもある。芸術ということをもっとベースに考えるべきであるが、利益が出る事業は一つもない。はっきり言うとならばやるほどお金がかかる。社会投資だと思う、社会を支える投資。そこから利益をあげるというのは論外である。それこそ市が指定管理料の中に枠を決めて、市が委託する事業として規定すべきものだ。その委託事業に社会保障的な観点があるのか、ということも聞きたいし、自主事業というのはいったい何なのか、この場合どうも定義が曖昧ではないか。一般的に指定管理者に任せる自主事業というのは、指定管理者が収益をあげるためにやっても良い事業という解釈である。その解釈だと、浪切ホールでいう自主事業というのは何なのかその定義がはっきり見えない。だから協定書をもう一度見てみないといけませんが、評価はしないといけない。ここでいう自主文化事業というのは指定管理事業に入っている文化事業ではないということか。

委員：自主事業としては、仕様書のなかに記載がある。

委員：目標に達していないとあるが、目標はどれぐらいだったのか。

事務局：金額的に2億2千万円の規模に対して、1億8千万円という結果だった。事業の本数、規模、内容を含めて達成されなかったと判断したと推測する。

委員：半分以下ということか。

委員：いや、執行率81%です。

委員：2億2千万円のところが、1億8千万円。でも評価は1だと。

委員：3点でもいいのではないか。

委員：8割はある。

委員長：決めつけてはいけませんが、市が指定管理料を出してこれだけの規模の事業をしてくださいという、政策的に方針を出して義務つけている事業はない。指定管理料の中で自由にやってください。ただし赤字を出さないようにという構造なのか。そうすると事業者としては、赤字が出ないように人気の事業をたくさん行いたいという思いが働く。選定の際に、精査して協定書を見ていたはずだが、以前のことなので記憶が曖昧である。指定管理者が一生懸命に子供向けの、演歌だの、ポップスだの、を考えてバラエティ豊かに考えている。こういう形でやってくださいという指示が、どうも行政からは出ていないのではないかと。

委員：民間のアイデアを受け入れるというのなら、ある程度時間がかかるが指定管理者に自主的に行ってもらうそのうちあるべきところに落ち着いていくという考え方もある。であれば事後的な評価を丁寧に行わねばならない。評価が1になってしまっているが、市民の代表として施設所管課が評価しているということだと思う。

委員長：議論を整理したいが、自主事業の目標である事業規模が達成されずというところに、審査委員会としてはひっかかっていると思う。二つ論点があって、一つは文化自主事業の範囲とかプログラミング、その方向性は行政側から提示しているのか。こういう事業を展開してくださいという枠組みを提示しているのか。それを提示したうえで協定書を結んだのか、そうではなく委員がおっしゃったように、詳細は定めないが事業受託者側が自主的にやってみてくださいと。それをもって指定管理料の範囲内で行ってもらえたら、それをもって市の政策として追認するという考え方なのか。後者に見える。その場合においては、Cという評価は妥当ではないのではないかと。

委員：共通の認識がないわけですから、自分の思惑と違うからという理由で低評価とするの妥当ではない。

事務局：今のご質問に対して確認できる資料が手元にございませんで、施設所管課に詳細を確認して、ご報告いたします。

委員：施設所管課が考えている自主文化事業というのはどういうものだろうか。

委員長：指定管理者に事業を行わせて、市が想定していたものと違うからといって、後から苦情を言うという評価になってないか。

事務局：即答できません。

委員長：さきほど説明にあった文化振興条例を策定した、計画を策定しているところであると。本来は順番が逆である。その計画があって、政策基本大綱があって、その中に浪切ホールについての位置づけがあり、自泉会館の位置づけがありと、他の文化施設はこういう位置づけであるとはっきり示されて、その中で浪切ホールはこういう仕事を頑張ってくださいと示すのが行政責任ではないか。それが外部に丸投げされているのではないかと。丸投げされた側からすると、市というのは不公平なやり方だと。ルールもフレームも決めていないのだから、事業規模だけでCと判断するのはどうか。ルールを決めましょうということです。これについては、保留して次回に決定しましょう。

委員長：それでは、今日の助言を事務局で整理いただけますでしょうか。次回は牛滝温泉やすらぎ荘と二の丸広場観光交流センターについての、ヒアリングです。委員の皆様から事前のご質問等ございますでしょうか。

委員：次回の日時と場所について説明してください。

事務局：次回は8月6日1時から、職員会館2階大会議室を予定しています。

委員長：それでは平成26年度第2回指定管理者審査委員会を閉会いたします。ありがとうございました。